

令和8年5月27日
世田谷総合支所
保健福祉センター
生活支援課

診療報酬不当利得の返還を求める提訴の結果について（報告）

1 主旨

令和2年2月の厚生労働省の適時調査で、生活保護法指定医療機関の生活保護法による医療扶助に係る診療報酬の算定内容に誤りが判明した。当該医療機関は過大請求された診療報酬の返還に同意したにもかかわらず、過大請求分の診療報酬が返還される見込みがなかったことから、令和5年第4回区議会定例会において議決を得て、当該医療機関の開設者及び管理者を被告とし、不当利得返還等請求事件に係る訴え（以下、「当該訴訟」という）を提起した。

当該訴訟中に、破産開始決定されたことから訴訟は中断し、破産管財人による債権調査を経て、配当手続きが行われたことにより当該訴訟は令和7年12月に終了となった。

その後、令和8年2月に免責審尋において破産者（当該医療機関の開設者及び管理者）の免責が許可され、同年3月4日付の官報の公告を受け、同年3月19日に破産者の免責許可決定について、同年4月16日にさいたま地方裁判所による確定した旨の証明がされたことにより、世田谷区の債権の管理等に関する条例第12条第3号により、配当があった額を除いた債権の一部を放棄することとしたので報告する。

2 過大請求に係る診療報酬返還通知額

6,636,630円（対象期間：平成28年12月～令和2年1月、世田谷福祉事務所にて生活保護受給中の対象者1名分）

3 破産管財人の債権調査による配当額

1,049,358円

4 未納額（債権の放棄）

5,587,272円

（過大請求に係る診療報酬返還通知額－破産管財人の債権調査による配当額）

5 主な経過

令和2年 2月 厚生労働省の適時調査で、当該病院が精神病棟特別入院基本料を要件未充足のまま算定していた誤りが判明

令和4年 1月 当該医療機関が49保険者に対する過大請求分の返還を埼玉県に申し出

- 令和4年 9月 埼玉県から通知を受けた東京都は、返還対象である都内の各自治体に、直接当該医療機関へ返還を求めるよう通知
- 令和4年10月 世田谷区が過大請求分の6,636,630円を当該医療機関に返還通知
- 令和5年12月 返還される見込みがなかったことから、令和5年第4回区議会定例会に、当該訴訟の提起について提案し議決を経て、東京地方裁判所へ提起
- 令和6年 4月 当該被告がさいたま地方裁判所へ民事再生の申立
- 令和6年 5月 さいたま地方裁判所は、再生計画提出困難とのことから、民事再生を棄却し、5月24日付破産手続開始の決定がなされたことにより当該訴訟は中断
- 令和7年 9月 さいたま地方裁判所の調査期日（債権者集会）にて換価・債権認否が終了し配当手続きを開始することが報告される
- 令和7年11月 破産管財人から、配当額確定の通知を受理
- 令和7年12月 世田谷区への配当額1,049,358円が入金され、破産法第124条により破産債権が確定したことにより、区が提訴した訴訟を終了
- 令和8年 2月 免責審尋において、破産者である当該医療機関の開設者及び管理者の免責が許可される
- 令和8年 3月 官報（令和8年3月4日付号外44号）にて、免責決定の公告がなされる。なお、公告から2週間が不服申し立て期間となり、その後、免責が確定
- 令和8年 4月 さいたま地方裁判所より免責許可決定確定証明を受理し、3月19日付で免責許可決定の確認を確認。世田谷区の債権の管理等に関する条例第12条第3号により、未納額分の債権を放棄する